

福岡県公報

平成二十年一月二十五日
第二千七百七十七号
増刊
①

目次

告 示 (第百二十九号)

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則の一部を改正する告示

(学 事 課) …………… 一

告 示

福岡県告示第百二十九号

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年一月二十五日

福岡県知事 麻 生 渡

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則の一部を改正する告示

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則(平成二年三月福岡県告示第五百十五号の六)の

一部を次のように改正する。

第十条中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）